

○三重県議会会議規則第 38 条

(発言の許可)

会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の応呼を得た後、登壇しなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。